

松本一丁目自治会会則

(名称)

第1条 この会は松本一丁目自治会（以下「自治会」という。）と称し、地域の範囲は松本1丁目及び飛び地をもって構成し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 松本一丁目自治会会則（以下「会則」という。）は地区内居住者の親睦と共同福祉の増進を図り地域の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 自治会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 市及び他の自治会（団体）との連絡に関すること
- 2 保健衛生及び環境保全に関すること
- 3 健康の増進及び親睦に関すること
- 4 街灯及び防犯に関すること
- 5 その他、自治会にとって利益のあること

(役員)

第4条 自治会に次の役員を置く。

自治会長1名 副会長2名 会計1名 副会計1名
企画部長1名 広報部長1名 環境衛生部長1名 防犯部長1名
副部長1名 副部長1名 副部長1名 副部長1名
理事（班の数） 班長（各班1名） 監査役2名 相談役若干名

(役員を選任)

第5条 別表1に定める。

(任期)

第6条 役員任期は2年（ただし、班長は1年）とする。なお、再選を妨げないものとする。

部長又は会計に欠員を生じた時は、原則として、副（部・会計）長の職にあるものが昇格するものとする。

(担当職務)

第7条 別表2に定める。

(議決機関)

第8条 自治会の意思決定機関を次のように定める。

1. 議決機関は、総会、理事会、部長会とする。
2. 総会は年度終了の3月に、班長以上の職をもって構成し、最高の意志決定機関とする。
3. 理事会は理事以上の職をもって構成し、日常活動の意志決定機関とする。
4. 部長会は、部長以上の職(会計及び相談役を含む。)をもって構成し、自治会の日常活動で緊急を要するもの及びその他軽微なものを意思決定をする。
なお、会長は必要に応じて、他の理事を加えることができる。

(議決内容)

第9条 別表3に定める。

(議決)

第10条 総会は、3分の2以上(ただし、委任状(様式1)を含む。)の出席で成立し、すべての議案は過半数以上の賛成で可決とする。(ただし、可否同数の場合は議長採決とする。)

(自治会費)

第11条 自治会費は毎月250円とし、班長が徴収し、会計が収納する。

(会計)

第12条 この会の経費は、自治会加入者の負担金、助成金、寄附金、その他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までを期間とする。

(会計報告)

第14条 会計報告は事前に監査役の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

(備付帳簿)

第15条 自治会に次の帳簿を備えるものとする。

- 1 ①会員名簿 ②金銭出納簿 ③会議録
- 2 金銭出納簿は、3年間保存するものとする。

附則（平成8年3月24制定）

- 1 この会則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この会則の他に、文書管理規程、公印規程、その他を制定することができる。
- 3 この会則の実施に必要な事項は、実施要領で定めるものとする。

別表1 役員の選任

- (1) 会長、部長、会計、相談役、監査役は理事会において選任され、班長以上で構成する総会の承認を得て決定する。
- (2) 副会長、副会計は、理事会の承認を得て会長が決定する。
- (3) 各副部長は、理事会で選任され会長が決定する。
- (4) 理事、班長は班のなかから互選又は輪番で1名を選出する。

別表2 担当職務

- (1) 自治会長は、自治会を代表し会務を総理する。
- (2) 企画部長は、他の団体との連絡調整、庶務、弔慰金、敬老会、各会議の準備、盆踊り、運動会、寄付金案内、その他どこの部にも属さない職務を処理する。
- (3) 広報部長は、広報誌等の連絡文書を会員に配布する。
- (4) 環境衛生部長は地域の清掃、消毒散布の実施、その他環境の保全、向上に努める。
- (5) 防犯部長は、街灯の維持管理、防犯及び交通安全協会を担当する。
- (6) 監査役は、自治会の予算執行状況、決算の監査を行う。
- (7) 副会長は、企画部長並びに広報部長が兼務するものとし、会長を補佐する。
- (8) 副部長は、部長を補佐する。
- (9) 副会計は、会計を補佐する。
- (10) 理事は所属部の職務を執行する。班長は自治会に必要な広報誌を配付する。
- (11) 相談役は、自治会の重要な案件について、自治会長に意見を具申する。
- (12) この他については、理事会で協議して決定する。

別表3 議決内容

- (1) 総会は、班長以上の職を持って構成し、自治会の主要人事、事業計画、予算、決算会則、自治会費の改定、その他自治会長が必要と認めるものを議決する。
- (2) 理事会は、理事以上の職を持って構成し、総会での議決案件の調整と作成及び総会での議決事項以外の案件を議決する。
- (3) 部長会は、自治会運営に必要な軽微なものを議決する。

委任状様式1

委嘱状様式2

松本一丁目自治会会則松本一丁目自治会会則実施要領

(総則)

21世紀を間近にひかえ、地域住民の関心は安全な街と高齢化社会への対応が強く求められている。自治会活動は限られた人員、予算で地域住民の相互協力によって福祉の増進のために活動するものである。したがって、事業の実施に当たっては絶えず「無駄」がないかの視点にたって見直しを行い、簡素にして効率的な組織運営に努めなければならない。そうすることによって、誰もが気軽に自治会活動に参加でき、親しみの持てる自治会とすることができる。

(目的)

第1条 この要領は、松本一丁目自治会（以下「自治会」という。）会則を施行するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(事業項目)

第2条 自治会の事業として次のものを実施するものとする。

- (1) 1月 研修会（理事以上の職にあるもの）
- (2) 4月 自治会総会（班長以上の職にあるもの）
- (3) 6月 各戸の消毒（2回）
- (4) 8月 盆踊り（寄附金募集）
- (5) 9月 敬老会（社会福祉協議会主催）
- (6) 11月 運動会（寄附金募集）
- (7) 12月 放置自転車、空き缶、空き瓶の回収（年3回程度）
- (8) その他、自治会で必要と認めるもの

(新規事業)

第3条 新たな事業の実施や他団体への協力については、会長は理事会に図り、承認を得て実施するものとする。

(他団体への協力)

第4条 自治会として、自治会の振興と会員の親睦を図るため、必要に応じて他団体の事業を支援、協力することができ、現在では次のようなものがある。

- (1) 1月 「凧」上げ大会
- (2) 4月と9月 交通安全運動（2名参加）
- (3) 7月 「神輿」かつぎ
- (4) 9月 浦和市交通安全協会西浦和の賛助金の集金
- (5) 11月 灯籠まつり

(6) その他、自治会で必要と認めるもの

(7) 他の団体 - 覧別表 1

(他団体への助成金)

第5条 他団体への助成金の交付に当たっては、自治会にとって真に必要なかどうかを理事会で審議し、予算計上する。また、会長は助成金が助成の趣旨並びに当該団体の目的にそって使用されているか監査役をして、団体の帳簿を監査することができる。

(自治会費の徴収)

第6条 自治会費は、1月から12月(歴年)を単位とし、半年分ずつ班長が徴収し、その始めの月の月末までに、会計宅に持参する。ただし、集合住宅などで口座振込を希望する班は、口座振込で納入することができる。

(慶弔金)

第7条 自治会員が死亡した場合は、一般会員は5千円、理事以上の現職は1万円、の慶弔金を支給する。

2 自治会員が火災にあった場合は見舞金として、1万円を支給する。

(基金の設置)

第8条 自治会は、収支状況に余裕のある場合は基金を設置することができる。

(例) 自治会館建設積立基金

(特別会計の投置)

第9条 自治会は、盆踊りや運動会、その他の事業について特別会計を設置し、事業を実施することができる。

(松本自治連合会との協力)

第10条 自治会は、健康の増進及び親睦を図ることを目的として、盆踊り、運動会、その他において、松本自治連合会と共同で事業を行うことができる。

附則(平成8年3月30日制定)

この要領は平成8年4月1日から施行する。

- 別表1
- (1) 田島小子供会
 - (2) 田島青少年育成会
 - (3) 婦人クラブ、婦人会（この2団体は、将来一本化が望ましい）
 - (4) 西浦和地区連合会（消防団、交通安全協会、公民館等への助成金配）
 - (5) 交通安全西浦和支部（松本第一自治会から2名選出）
 - (6) 西浦和消防団
 - (7) 西浦和社会福祉協議会
 - (8) 氷川神社禮体祭
 - (9) 田島小学校
 - (10) 田島中学校